

# 抄録作成における個人情報保護に関する留意点

全日本民医連第33回循環器懇話会 in 鹿児島実行委員会

実行委員長 春田 弘昭

## プライバシー保護ガイドライン

以下の内容に留意いただき、抄録及びポスター作成をお願いします。

1. 患者個人の特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは『呼び名』は記載しない。
2. 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載することを可とする（鹿児島県、霧島市など）
3. 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月まで記載してよい。
4. 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定される場合、診療科名は記載しない。
5. 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。
6. 顔写真を掲載する場合には目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないように眼球のみの拡大写真とする。
7. 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
8. 以上を配慮しても個人が特定される可能性がある場合は、発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人、小児では保護者）から得るか、倫理委員会の承認を得る。
9. 遺伝性疾患やヒトゲノム、遺伝子解析を伴う症例報告では『ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針』（文部科学省、厚生労働省及び経済通産省）＜平成13年3月29日全部改正、平成17年6月29日一部改正、平成20年12月1日一部改正＞による規定を遵守する。

以上外科関連学会協議会で採択された『症例報告を含む医学論文及び学会研究発表における患者プライバシー保護に関する指針』より抜粋